

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料等の算定における評価対象面積から除外
する建築物の部分の指定する要綱

制定 平成29年3月31日局長決裁

改正 令和7年3月18日課長決裁

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）別表第10備考第4項に掲げる市長が指定する建築物の部分は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場における生産エリア
- (2) 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- (3) データセンターにおける電算機室
- (4) 大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室
- (5) 上記の算定対象としない建築物の部分に附属して設置される昇降機
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他市長が認める部分

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。